

議員提出議案第 3 号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青 木 功 雄

〃 岩 隈 千 尋

〃 宗 田 裕 之

〃 かわの 忠 正

〃 飯 塚 正 良

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。